

熊本市国民保護計画の変更（新旧対照表）

資料 2

番号	項目名	変更案	現 行	変更の理由
1	<p>第1章 総論</p> <p>第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>第4項 市地域防災計画等との関連</p> <p>1 追加 2 追加</p>	<p>1 熊本市地域防災計画等との関連 市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対応などについて定めるものに対し、「熊本市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて、地震や風水害などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系によるものである。しかし、災害の発生原因は異なるものの、対処には類似性がある場合が考えられる。市国民保護計画では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については市地域防災計画又は、市事件等対処計画の定め例により対応する。</p> <p>2 熊本市避難行動要支援者支援計画との関連 災害時に自ら避難することが困難な方の避難については「熊本市避難行動要支援者支援計画」（以下「市避難行動要支援者支援計画」という。）を準用する。</p>	なし	<p>資料1 【主な変更要素】</p> <p>2. 災害対策基本法に基づく地域防災計画との関連性を考慮した変更</p>
2	<p>第2章 平素からの備えや予防</p> <p>第1節 組織体制の整備等</p> <p>第5項 研修及び訓練</p> <p>2</p>	<p>2 訓練 （1）市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p>2 訓練 （1）市における訓練の実施 市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携を図る。</p>	<p>資料1 【主な変更要素】</p> <p>1. 基本指針の一部変更に伴う市計画の変更 ③関係</p>

番号	項目名	変更案	現行	変更の理由
3	第2章 平素からの備えや予防 第2節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 第1項の3	3 高齢者、障がいのある方等避難行動要支援者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がいのある方等自ら避難することが困難な者の避難について、 <u>市避難行動要支援者支援計画</u> を活用しつつ避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、 <u>災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」</u> 等を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、 <u>自然災害時への対応として作成する避難支援プラン</u> を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。 その際、避難誘導時において、 <u>「避難行動要支援者支援班」</u> を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。	資料1 【主な変更要素】 1. 基本指針の一部変更に伴う市計画の変更 ①関係
4	第2章 平素からの備えや予防 第2節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え 第5項 避難施設の指定 (2)	(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や <u>地下施設</u> を指定するよう配慮する。	(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物 <u>を</u> <u>指定するよう配慮する。</u>	資料1 【主な変更要素】 1. 基本指針の一部変更に伴う市計画の変更 ②関係
5	第3章 武力攻撃事態等への対処 第4節 警報及び避難の指示等 第1項の2	2 警報の内容の伝達方法 (1) <u>警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等を利用して、以下の要領により情報を伝達する。</u>	2 警報の内容の伝達方法 (1) 警報の内容の伝達方法については、 <u>現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</u>	資料1 【主な変更要素】 1. 基本指針の一部変更に伴う市計画の変更 ①関係
6	第3章 武力攻撃事態等への対処 第4節 警報及び避難の指示等 第2項の3 (13) 追加	(13) <u>大規模集客施設等における避難</u> 市は、 <u>大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u>	なし	資料1 【主な変更要素】 1. 基本指針の一部変更に伴う市計画の変更 ①関係